

令和6年度

日南町財政・経営健全化審査意見書

日南町監査委員

発 日 監 第 13 号
令 和 7 年 8 月 25 日

日南町長 中村 英明 様

日南町監査委員 高見 正司

日南町監査委員 荒木 博

令和6年度日南町財政の健全化に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和6年度健全化判断比率の状況を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率区分	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— %	15.0 %
② 連結実質赤字比率	— %	20.0 %
③ 実質公債費比率	8.4 %	25.0 %
④ 将来負担比率	— %	350.0 %

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度の実質収支は黒字であり、良好と認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質収支は黒字であり、良好と認められる。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は8.4%となっており、良好な状態と認められる。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担額は充当可能財源等の額を下回り、良好な状態と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

発 日 監 第 13 号
令 和 7 年 8 月 25 日

日南町長 中村 英明 様

日南町監査委員 高見 正司

日南町監査委員 荒木 博

令和6年度日南町公営企業の経営の健全化に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度公営企業会計に係る資金不足比率の状況を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計名	令和6年度 資金不足比率	経営健全化基準
① 再生可能エネルギー 発電事業特別会計	— %	20.0 %
② 簡易水道事業会計	— %	20.0 %
③ 下水道事業会計	— %	20.0 %
④ 病院事業会計	— %	20.0 %

(2) 個別意見

① 再生可能エネルギー発電事業特別会計について

令和6年度の資金収支は黒字であり、良好と認められる。

② 簡易水道事業会計について

令和6年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は4,794万6千円となっており、資金不足は生じていない。

③ 下水道事業会計について

令和6年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は1億5,886万7千円となっており、資金不足は生じていない。

④ 病院事業会計について

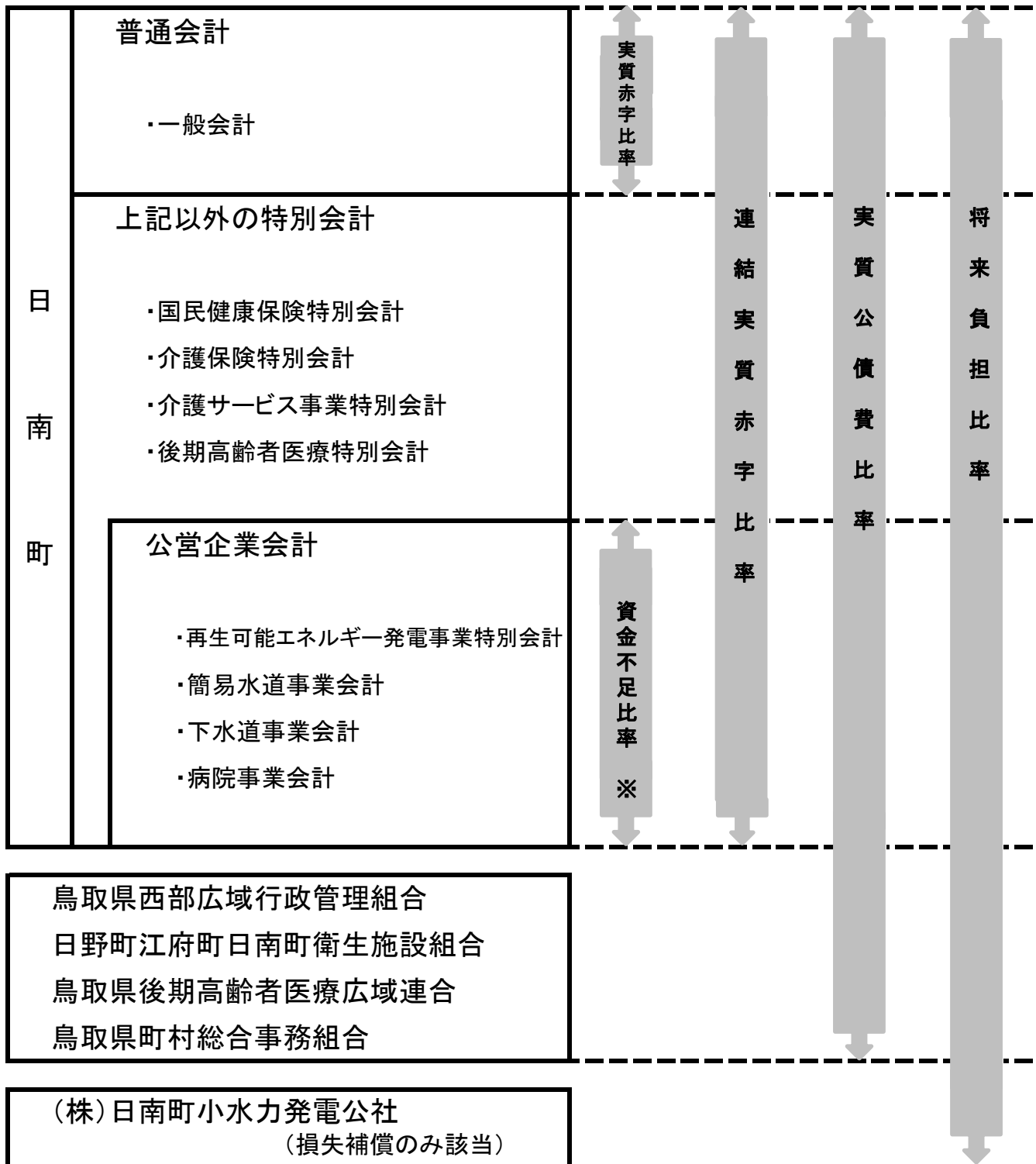
令和6年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は11億2,899万3千円となっており、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(参考)

日南町の財政健全化判断比率(4指標)及び資金不足比率の対象範囲



※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定